令和８年度　第８回全体庁議（７月29日開催）

区分	(審議)・報告	案件名（担当部）	（６）帯広市立地適正化計画（素案）について［都市環境部］

■　提案・報告の趣旨

帯広市立地適正化計画について、基本的な方針(案)をもとに計画の素案を作成したため、令和8年8月26日の建設委員会に報告するもの。

■　提案・報告の主な内容(概要)

第1章　はじめに
・立地適正化計画とは
　市街化区域内において、居住誘導区域と都市機能誘導区域を配置し、将来にわたって暮らしやすいまちの形を示すもの。
・帯広市における立地適正化計画の策定の考え方
　都市計画マスタープランの一部として位置づけ、連携させながら市全体のまちづくりを進める。また、人口減少下でも暮らしやすさを保つため、住宅や生活に必要な機能を一定のエリアに集め、それらを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき策定する。
・計画の対象区域及び計画期間
　対象区域は都市計画区域内(10,369ha)とし、計画期間は都市計画マスタープランと合わせて令和9年度～令和21年度とする。
第2章　帯広市の現状と課題
〇多様な現状データや市民意向を整理するとともに、人口減少に対する影響を分析し、将来を見据えた課題を明らかにする。
　【課題1】 居住と都市機能の維持・集約 【課題2】住宅地の保全 【課題3】公共交通ネットワークの維持 【課題4】災害リスクを踏まえた対応
第3章　立地の適正化に関する基本的な方針
〇課題を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造を整理し、その実現に向けた基本的な方針を設定する。
・都市の骨格構造
　まち全体の大まかな骨組みを示すものであり、拠点や公共交通軸を基盤に居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めるもの。
・基本的な方針
　【方針1】 拠点及びその周辺への誘導
　　→中心拠点・地域拠点・生活拠点の各拠点の特性に応じた都市機能を誘導し、その周辺に居住の誘導を図る。
　【方針2】 一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い
　　→拠点性は有しないものの、一定の人口密度が維持される区域については、将来的な人口動向や生活利便性を踏まえ、誘導区域としての取り扱いを検討する。
　【方針3】 公共交通利便性の高い区域への誘導
　　→公共交通利便性の高いバス停周辺に、居住の誘導を図る。
　【方針4】 防災・減災を踏まえた立地の適正化
　　→誘導区域の設定に当たっては、浸水想定区域や避難の実効性等を踏まえて区域の取扱いを検討し、生活利便性と安全性の両立を図る。
第4章　居住誘導区域
〇基本的な方針を踏まえ、人口減少下でも一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図ることを目的として居住誘導区域を設定する。
・居住誘導区域の検討、設定
第5章　都市機能誘導区域と誘導施設
〇居住誘導区域の中に、生活に必要な施設の立地を誘導する区域として都市機能誘導区域を設定し、区域内に集める機能として誘導施設を設定する。
・都市機能誘導区域の検討、設定　・誘導施設の設定
第6章　誘導施策
〇居住誘導区域や都市機能誘導区域に、住まいや生活に必要な施設の維持・確保の取り組みである誘導施策を設定する。
・誘導施策の設定　・届出制度について
第7章　立地適正化計画における防災指針
〇誘導区域の設定にあたり、安全性を確保するため、災害リスクも踏まえた防災指針を設定し、必要な取り組みを設定する。
・防災指針の検討
第8章　計画の進行管理
〇誘導施策や防災指針の取り組みが効果的に進んでいるかを把握するため、進行管理の方法と、進行状況を評価するための指標、定量的目標を設定する。
・計画の進行管理　・定量的な目標値の設定

■今後のスケジュール

・令和８年８月　　建設委員会へ帯広市立地適正化計画（素案）を報告
・令和８年８～10月　関係者ヒアリングの実施
・令和８年11月　　建設委員会へ帯広市立地適正化計画（原案）を報告
・令和８年11～12月　パブリックコメントの実施
・令和９年２月　　建設委員会へパブリックコメントの結果と帯広市立地適正化計画（案）を報告
・令和９年３月　　成案

■　審議結果

・同内容で、８月26日開催の建設委員会へ報告することで了承された。

■　その他、指摘事項等

・特になし